

# 台湾における日本の植民地統治と教育問題 —「同化主義」を中心に—

はじめに

## ①問題提起

### ◎近代天皇制国家の特質

近代的と前近代的二元構造：明治憲法（西洋近代法制の導入＋教育勅語（伝統的国民教化））

### ◎後進帝国日本の台湾における植民地統治

帝国先輩のイギリスやフランスに手本にして植民地統治方策の模索＋「同化教育」（近代文明化と国体的道徳の注入という両面性）

↑なぜ日本は帝国先輩に植民地統治を見習いながら、結局帝国先輩とかなり異質な植民地支配をしてきたのだろうか。⇔近代天皇制国家のメカニズムとの関連性？

## ②作業方法

帝国日本の植民地統治の基本思潮である「同化主義」が持つ両義性の検討

⇒近代天皇性国家の特質を二重に映し出す作業

⇒近代国家としての帝国日本の真相をアプローチ

## ③先行研究

陳培豊氏の『「同化」の同床異夢』(2004、東京:三元社)は、“文明への同化”と“民族への同化”という「同化」の両義性から日本植民地支配の近代化への貢献と皇民化の支配という二元性の検討:支配者側の政策に対応していた台湾人の受容体制(国語教育を台湾人が積極的に受容したという見解は本書の特徴)



支配者側の「同化」認識に重点を置き、「心」の忠誠心を求める日本側の統治構造を見る

# 1・明治天皇制国家の特色について

－井上毅の天皇観を中心に見る

なぜ井上毅なのか↓

∵ 1) 明治憲法と教育勅語の両方に起草に関

わった唯一の人物である

2) 上からの国家体制の変革：治者(=「学

知」の取得者)の統治観と国際認識→近

代国家として建設した際の日本の青写真

3) 井上の「学知」過程：

熊本藩での藩校＋フランス学→フランス・

ベルリンへの留学＋近代法への調査勉強

- 近代日本の君主→なぜ天皇なのか

↑

∴日本の独自の国体に基づいた「しらす型」的な天皇統治（精神的な心の動きによる自然的な統治形態と皇祖皇宗の人民を慈愛する「君徳」）

⇔他国の契約説や征服説と違う優越さ

しかし、条約改正が解決されるまで、天皇統治の正当性を論証する国体論⇒欧米列強に認められるような説明

→∴天皇＝公＝国家（「しらす型」統治は自然に近代的統治原理に適応できる）

↑∴天皇像（近代的君主像は国学的・儒学的な伝統君主像に内装している）

- 天皇の近代的政治君主としての破綻:「教育勅語」の発布
- ↑「今日之立憲政体之主義ニ従ヘバ、君主ハ臣民之良心ニ干涉セズ」:「政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルベカラズ」:という井上の主張は採用されず
- ↓教育勅語の発布によって露呈した明治天皇制国家の国体と近代的立憲政体の矛盾が日清戦争の勝利と国家主権の確立によって、欧米の理論に気兼ねせずに独自の日本的論理を立てることが可能となった

# 2. 明治天皇制国家の台湾における 植民地統治

## • 2-1 台湾領有初期の統治問題と同化論

台湾領有初期の状況：手を焼く状態にある

・1915まで続いた武装抵抗

・財政赤字

↑台湾をどう扱うか？

### 1) 特別統治論と同化論の争い

1895年6月、第二次伊藤内閣：台湾統治制度を立案するため、  
内閣に台湾事務局を設置

#### ① 特別統治か

(台湾を「母国の国庫を富す」イギリス型か)

#### ② 「内地延長」か

台湾を海外県とするフランス型か

→ 原敬(政治)～井沢修二(教育)

: 同文同種に基づいた同化論(人種的・文化的・地理的)

## 2-2 1922年までの台湾経営と漸進主義

### ①台湾に対する文化認識

「台湾法律教育ニ關スル調書」:「台湾島民文化ノ低度ナル、且風俗習慣ノ我國ト懸絶スル、到底我國法典施行シ難キハ眾人ノ俱知悉スル所ナリ、、、」(伊藤博文『台湾資料』)

### ②政治法制面↓

1898年-1906年:後藤新平(民政長官)の

「台湾経営」:旧慣温存による経費節減→保甲制の実施

教育面↓

井沢の教育主張が持続され:「教育勅語」に基づいた修身と国語教育の実施

1896年「台湾適用國語讀本初探」(台湾總督府民政局):「本島ノ生徒ニ、國語ヲ傳習スルト同時ニ、廣ク博物、地理、歴史ヨリ、理、化、天文等ノ、諸現象ニ涉レル知識ヲ授ケ、以テ學者ノ、進テ實學ニ入ルノ階梯トス」

⇒近代化実学と「国語」が中心(近代実業>国体的臣民道德)

## 2-3 1923年以降の同化政策

### ↓同化政策の実施

#### 背景:

- 第一次世界大戦前後の日本国内外の民主思潮
- 1919年:初代政党内閣総理大臣一原敬が初代の文官総督一田健治郎を任命
- 1921年の第四四議会→内地法の台湾への延長施行を原則とし、台湾総督の律令権を明確に制限した法律第三号が成立、林献堂ら知識人たちによる「台湾議会設置」の請願運動も登場
- 1923年「内地延長主義」に基づいた同化政策が実施



### 3. 1923年以降の台湾における同化教育

台湾公学校の就学率の変化	
1986	
1923	28.60%
1937	46.69%
1945	71.17% (漢族) 83.38% (原住民)

1923－1936年第三期『公学校用国語読本』の内容分類 (毎週授業時間10－14時間)	
類別	課数
日本歴史・文化・地理	40
天皇関係/愛国教育	19
実学知識/近代化	68
台湾事情	67
道徳教育	46
労働	6
中国事情	5

↑実学と日本事情が最も重視され

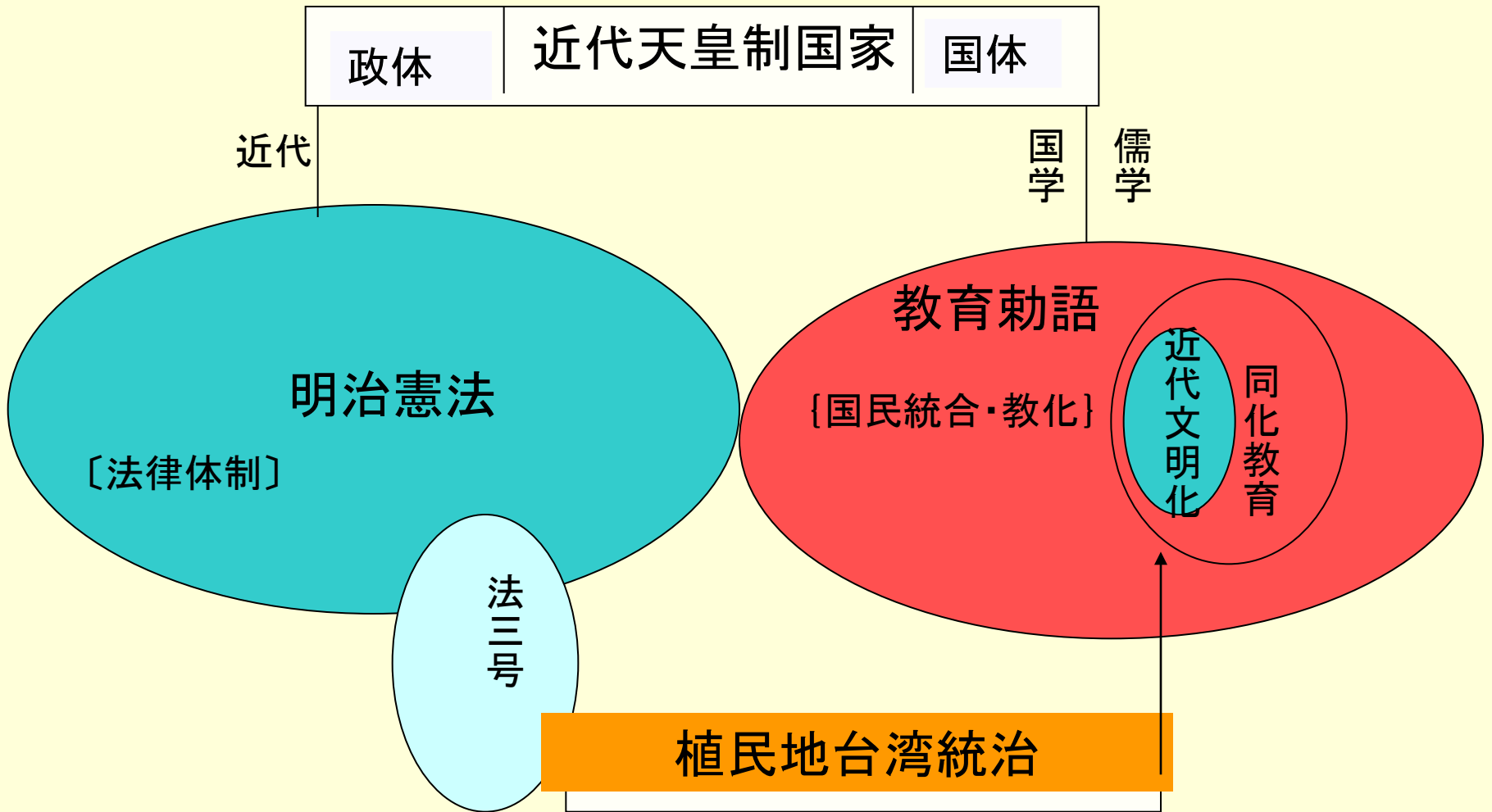
修身・道徳教育⇒よい子供・よい日本人

歴史教育⇒⇒皇国歴史

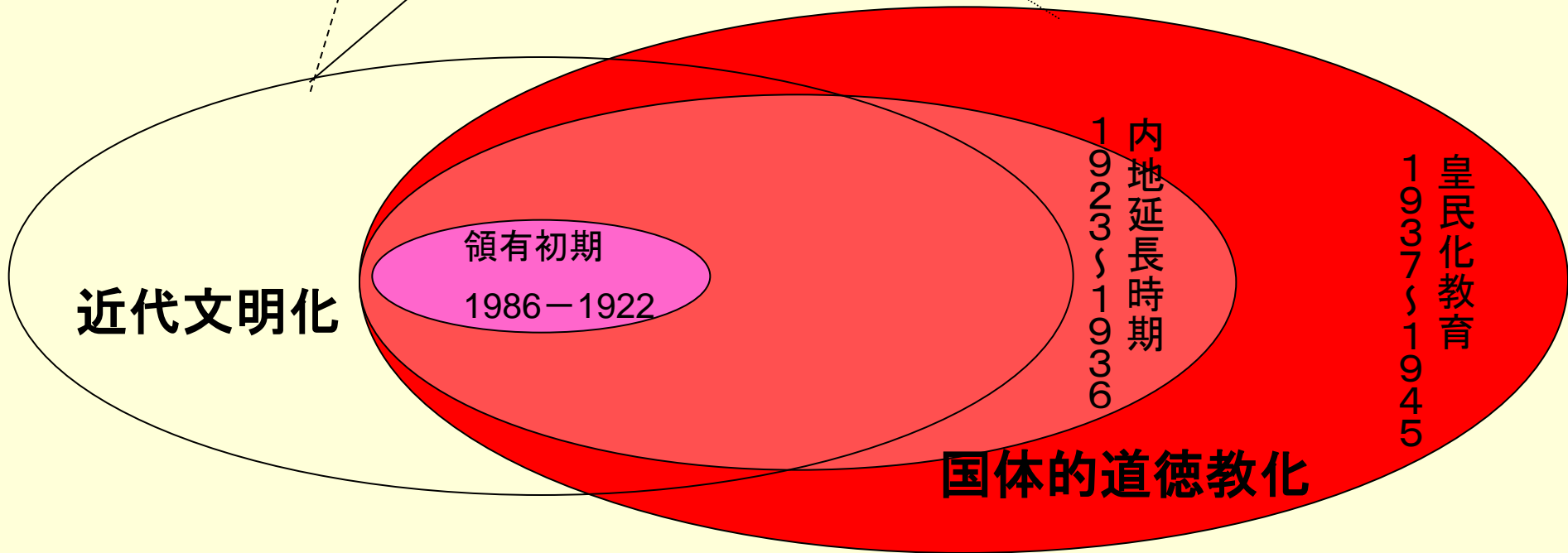
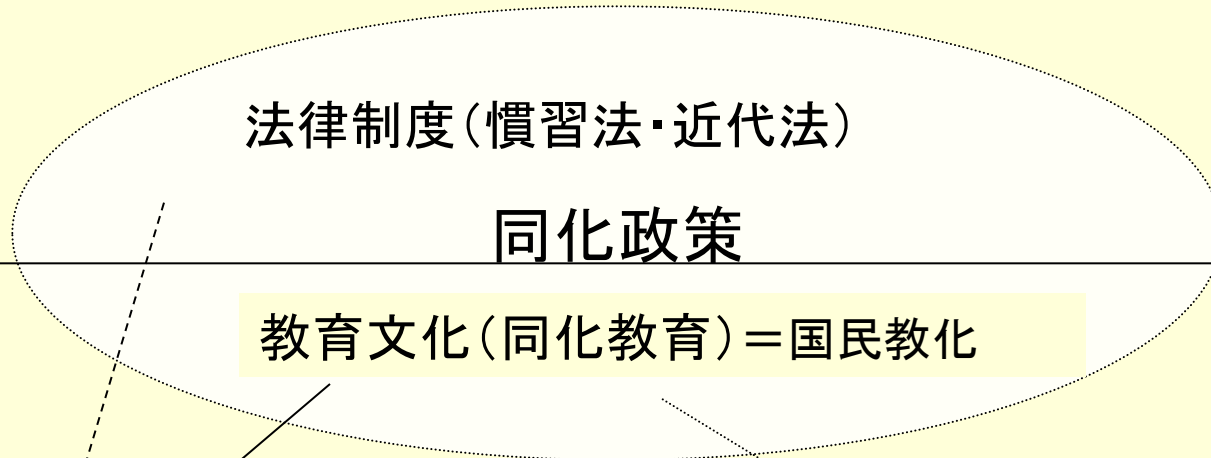
↓皇民化教育

- ・国語を更に強化
- ・宗教:「寺廟整理」と国家神道の強制→祖先の位牌を取り除いて、天照大神を祀る
- ・「改姓名」

# 近代天皇制国家の台湾統治における同化政策



# 植民地台湾における同化政策と国体論を考える



ご清聴ありがとうございました。